

令和 7 年 1 月 2 0 日

京 都 市 行 財 政 局

〔担当 市税事務所納税室収納対策担当〕
電話 075-222-4103

市税の滞納整理強化期間（2・3月の取組）

税負担の公平性と、市税収入を確保するため、京都市は、滞納市税の徴収に取り組んでいます。

本年2月と3月を「滞納整理強化期間」とし、積極的に取組を進めていきます。

1 期間

令和7年2月1日（土）～3月31日（月）

2 取組内容

昼間や平日に連絡がとれない方に対し、夜間や休日に電話等で、納税のお知らせや納付指導を実施します。また、財産があるにも関わらず納付されない場合は、差押等の滞納処分を行います。

○ お問合せ先（区役所・支所では納付相談を行いません。御注意ください。）

個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）は、1月1日現在にお住まいの地域の担当に御相談ください。その他の税目は、諸税徴収担当に御相談ください。

京都市市税事務所納税室＜市役所分庁舎1階＞

納税第一担当	北区	Tel 075-222-3441	納税第四担当	東山区	Tel 075-222-3457
	上京区	Tel 075-222-3442		下京区	Tel 075-222-3458
	京都市外	Tel 075-222-3513		南区	Tel 075-222-3459
納税第二担当	左京区	Tel 075-222-3446	納税第五担当	伏見区	Tel 075-222-3460
	中京区	Tel 075-222-3453		伏見区深草	Tel 075-222-3461
納税第三担当	右京区	Tel 075-222-3454	納税第六担当	山科区	Tel 075-222-3462
	西京区	Tel 075-222-3455		伏見区醍醐	Tel 075-222-3463
	西京区洛西	Tel 075-222-3456	諸税徴収担当		Tel 075-222-3514